



中期計画及び中期目標について

	中 期 目 標	中 期 計 画
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標 ○ 地方独立行政法人によりいかなる住民サービスを目指すのかという基本指針（法人に示す業務運営の指針） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画 ○ 法人が、自主性・自律性をもって業務を実施するための計画
作 成 者	市長（設立団体の長）	地方独立行政法人
期 間	3～5年	（中期目標期間に従う）
法定記載事項 （中期目標の期間を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ○ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ○ 財務内容の改善に関する事項 ○ その他業務運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ○ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ○ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 ○ 短期借入金の限度額 ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ○ 剰余金の使途 ○ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 ○ 料金に関する事項
評価委員会との 関わり	市長（設立団体の長）が、中期目標を作成又は変更する際に意見を聴く。	市長（設立団体の長）が、法人が作成又は変更した中期計画を認可をする際に意見を聴く。
（参考） 先行事例の記載 の傾向	法人の役割並びに法人が対応・提供及び充実・推進すべき事項等を基本方針として、概括的に記載 経常収支比率及び医業収支比率以外の数値目標を具体的に掲げている例はない。	法人の役割並びに法人が対応・提供及び充実・推進すべき事項等を達成するための取組を具体的に記載 数値目標が掲げられている例は少ない。